

令和5年第1回三重県議会定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
説明資料

◎所管事項説明

- (1) 三重県防災・減災対策アクションプラン（最終案）について・・・1
- (2) 消防団加入促進の取組について・・・5
- (3) 持続可能な社会づくりに向けた若年層の防災意識の向上事業について・・・18
- (4) 令和4年度第2回三重県総合図上訓練及び令和4年度三重県国民保護  
共同実動・図上訓練の実施結果について・・・22
- (5) 令和3年度包括外部監査結果に対する対応結果について・・・31
- (6) 審議会等の審議状況について・・・37

《別紙》 三重県防災・減災対策アクションプラン（最終案）の概要

《別冊》 三重県防災・減災対策アクションプラン（最終案）

令和5年3月9日

防災対策部

## (1) 三重県防災・減災対策アクションプラン（最終案）について

現行の「三重県防災・減災対策行動計画」が令和4年度末で計画期間を終了することから、新たな計画として「三重県防災・減災対策アクションプラン」の策定作業を進めてきました。

有識者やパブリックコメント（2名から計7件）、市町・防災関係機関等からの意見をふまえ、別冊のとおり最終案を取りまとめました。

### 1 三重県防災・減災対策アクションプランの概要

#### (1) 策定の趣旨

災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、令和5年度から8年度までの4年間で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確にすることで、「命に直結する取組」を着実に進めるための計画です。

#### (2) 位置づけ

三重県防災対策推進条例第10条に基づく、三重県地域防災計画の防災対策を実行するための事業計画であり、「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

#### (3) 施策体系

今後の4年間で着実に進めることが必要な「命に直結する取組」を5つの方向性・14の施策に整理するとともに、各施策に「めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)」と「特に注力する取組」を設定し、「特に注力する取組」ごとに毎年度のアクションを明確化しました。(別紙「三重県防災・減災対策アクションプラン（最終案）の概要」参照)

### 取組方向1 災害即応体制の充実・強化

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組
1-1 災害対策本部 機能の強化	大規模災害発生時等の初動において、迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、県や市町の災害対策本部体制が一層強化されています	・災害対策本部初動体制の強化 ・市町災害対策本部機能強化の支援
1-2 職員の災害対 応能力の向上	大規模災害発生時等において、災害対策本部の中核となって活動する職員等、初動の災害対応において重要な役割を担う職員が育成され、災害対応を迅速かつ的確に実施する体制が整っています。	・災害対策本部の中核となる職員の育成 ・役割に応じた対応能力の強化

## 取組方向2 災害保健医療体制の整備

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組
2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進	災害時における保健医療活動を支える人材の育成やスキルアップが進んでいます。	・県内DMATチームの養成
2-2 医療体制の継続性の確保	大規模地震災害が発生した際に、全ての病院が自院で整備した「BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアル(病院BCP)」に基づいて行動し、速やかに医療提供体制の確保ができるような体制が整っています。 また、整備した病院BCPのブラッシュアップが適宜実施され、病院ごとに常に災害時に備えた適切な運用が行われています。	・病院BCPの整備支援

## 取組方向3 確実に避難することができる体制の整備

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組
3-1 避難施設の整備促進	大規模災害に際して避難を必要とする全ての人に対し、避難場所が確保されています。 また、武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に命を守るための避難施設の指定が進んでいます。	・津波避難施設や避難路等の整備の促進 ・避難施設(国民保護)の指定の推進
3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	大規模地震発生に伴う津波に対して速やかに避難行動を取ることができるよう、避難が必要な全ての人々が避難場所や避難経路を把握し、避難対策の実効性が確保されています。 また、各地域の特性に応じた避難方法等の検討が行われ、地域の「共助」により、避難対策の実効性の向上が図られています。	・津波避難の実効性の検証と対策の推進 ・観光防災の推進
3-3 避難に必要な防災情報の提供	災害時に避難を必要とする全ての人に対し、適切な避難行動を行うための防災情報が確実に提供できる体制が整っています。	・防災情報プラットフォームの強化

## 取組方向4 安全・安心な避難環境の整備

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組
4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	<p>災害関連死を防止するため、避難所における停電対策や断水対策等の環境改善が図られるとともに、住民主体による避難所運営体制が確立されています。</p> <p>また、避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、被災者のニーズに応じた保健活動(保健指導及び栄養指導等)ができる体制が整っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善</li> <li>・避難所等における保健・衛生活動体制の整備</li> </ul>
4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援	<p>災害発生時に、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、子どもなど避難者の多様性に配慮した避難所運営体制が確立され、多様な避難者を円滑に支援することができる体制が整備されています。</p> <p>また、避難所等で配慮が必要な避難者を支援する三重県DWATの即応体制が整備されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援</li> </ul>
4-3 物資の受入・供給体制の整備	<p>大規模災害に備え、被災者の命をつなぐために必要となる物資を確保するとともに、全市町で物資調達にかかる受援計画が整備され、発災時に円滑に物資を受け入れ、被災者まで確実に届けることができる体制が整っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の確保</li> <li>・必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備</li> </ul>
4-4 多様な支援主体を受け入れる体制整備	<p>被災者の多様なニーズに対し、抜け・漏れ・落ちのこない支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターがコーディネートを行い、NPO・災害ボランティア、企業、士業、大学等の多様な支援主体の協働による被災者支援が行われる体制が整っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)のコーディネート機能の強化</li> </ul>

## 取組方向5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)	特に注力する取組
5-1 命を守るための意識の醸成	県民の防災意識が向上し、県民一人ひとりが大規模災害等から命を守るために必要な取組を実践しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の向上</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</li> </ul>
5-2 防災教育の推進	防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平常時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進</li> <li>・学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進</li> </ul>
5-3 地域の防災人材の育成	若者をはじめとする防災人材の育成により、自主防災組織や消防団などの地域防災の担い手が確保され、各主体が相互に補完することで地域の防災活動が活性化し、災害に強い地域づくりが進んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化</li> <li>・消防団員の確保</li> </ul>

### 2 進捗管理

各施策の進捗状況について毎年度公表するとともに、社会情勢の変化などをふまえ必要に応じて各取組の見直し等を行い、アクションプランに基づく防災・減災対策の着実な推進を図っていきます。

### 3 今後の予定

本日の常任委員会でのご意見等をふまえ、3月中旬に「三重県防災・減災対策アクションプラン」を確定し、3月22日(水)開催予定の三重県防災会議へ報告するとともに公表します。

## (2) 消防団加入促進の取組について

### 1 消防団の現状

#### (1) 消防団員数の推移

消防団員は、全国的に減少する中、県内においても平成24年度をピークに直近10年間で1,367人減少しており、令和4年4月1日現在では、前年に比べ264人減少し、12,622人となっています。

特に、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、消防団員の入団促進活動（臨戸訪問や大型商業施設での啓発等）を十分に行うことが困難な状況が続いたことなどにより、減少幅が拡大しています（図1）。

【図1 消防団員数の推移（各年4月1日時点）】



#### (2) 団員構成の変化

消防団員が減少する中でも、特に39歳以下の若年層の消防団員が大きく減少しており、この10年間の消防団員全体の減少数（1,367人）を大きく上回る状況（3,070人減少）となっています。また、消防団員の平均年齢も上昇傾向にあり、令和4年4月1日現在で、前年に比べ0.4歳上昇して43.7歳となっており、全国平均を0.5歳上回っています。

全消防団員のうち被用者（いわゆる「サラリーマン」）の消防団員が占める割合は、近年、高い水準で推移しており、令和4年4月1日現在、75.2%となっています。

### 2 消防団の課題

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の中核として重要な役割を担っており、全国各地で災害が激甚化・頻発化し、地域住民の期待が高まる状況である中で、年々消防団員の減少や高齢化・被用者化が進んでおり、地域防災力のさらなる充実強化を図るため、消防団員数の確保は喫緊の課題となっています。

### 3 消防団員の加入促進に向けたこれまでの取組

県ではこれまで、市町及び三重県消防協会と連携し、各種表彰や研修会、消防団入団促進キャンペーンの実施等により、消防団に対する理解や加入促進、消防団活動の活性化に取り組むとともに、令和2年度から3か年、「消防団充実強化促進事業」において、機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の加入等を促進することで、消防団の充実・強化に重点的に取り組んでいます。

また、総務省消防庁からの「消防団員の処遇改善に関する通知（令和3年4月13日付け消防庁通知『非常勤消防団員の報酬等の基準』）」に基づき、県内市町に対し、団員報酬や出動手当の増額、報酬等の団員個人への直接支給についての働きかけを行っています。これらの取組により、次のような状況の改善に繋がっています。

#### (1) 機能別消防団員制度の導入促進

消防団員数が減少する中、令和2年4月に度会町、令和3年4月に松阪市、鳥羽市、熊野市、令和4年3月に朝日町で導入されるなど、各地で導入が進んでおり、令和4年4月1日現在、9市町に550人の機能別消防団員が在籍しています。

#### (2) 女性消防団員の加入促進

令和3年4月にいなべ市で女性団員が新たに入団し組織化されるなど、安定して増加傾向にあり、令和4年4月1日現在、23市町に518人の女性消防団員が在籍しています。

#### (3) 消防団員の処遇改善

県内市町の処遇改善の取組状況は次表のとおりです。

各市町において、報酬の引き上げや個人への直接支給の取組が進んでいます。

【表 県内市町の処遇改善取組状況】

	令和3年4月現在	令和4年4月現在
年額報酬 ※団員階級（36,500円以上／年の市町数）	10／29市町	21／29市町
出動報酬 ※火災出動（8,000円以上／日の市町数）	1／29市町	24／29市町
団員に直接支給を行っている市町数	15／29市町	21／29市町

#### 4 消防団に関する意識調査等及び市町との意見交換による現状の再確認

##### (1) 消防団に関する意識調査等

###### ① 令和4年度「防災に関する県民意識調査」

消防団員の減少に歯止めがからず、特に近年のコロナ禍もあり減少が加速していたことから、令和4年度の「防災に関する県民意識調査」において、「消防団への参加状況」を新たな質問項目として追加し調査しました。

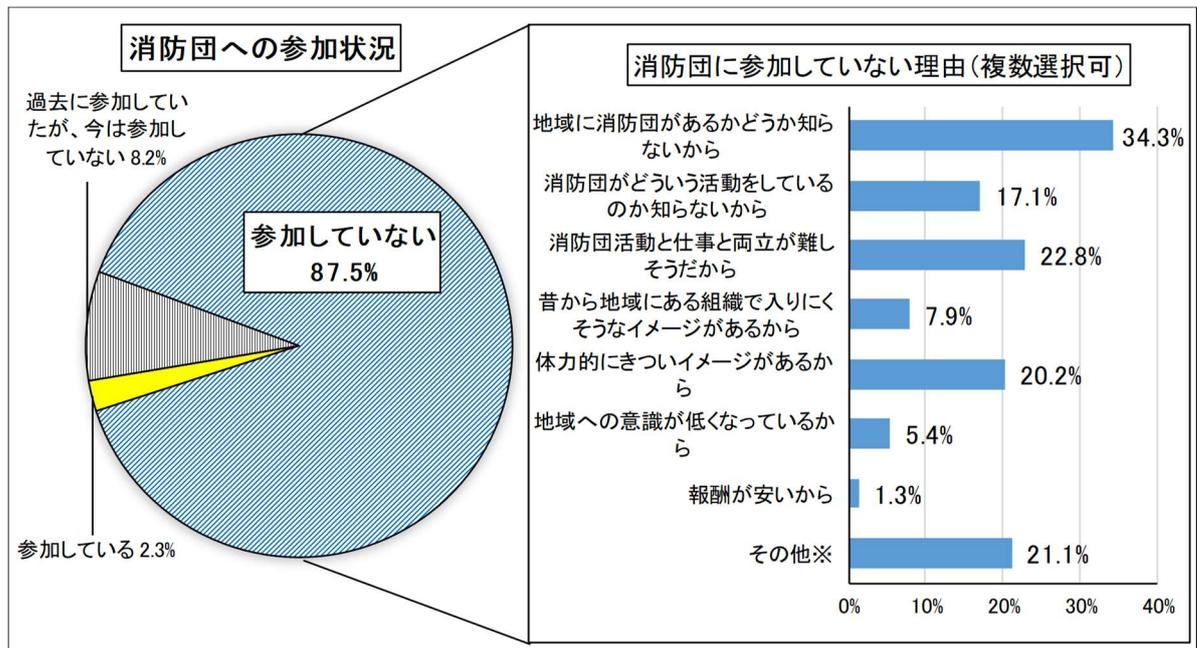
###### ア 消防団への参加状況

消防団に過去又は現在参加している方の割合は10.5%、参加していない方の割合は87.5%でした。

消防団に参加していないと回答した方のうち、「地域に消防団があるかどうか知らない(34.3%)」、「消防団がどういう活動をしているのか知らない(17.1%)」となっており、消防団の認知度が低いことがわかりました。

また、認知度以外にも、「仕事との両立が難しそう(22.8%)」、「入りにくそう(7.9%)」、「体力的にきつそう(20.2%)」など、ネガティブなイメージが先行していることがわかりました(図2)。

【図2 令和4年度「防災に関する県民意識調査」結果(抜粋)】

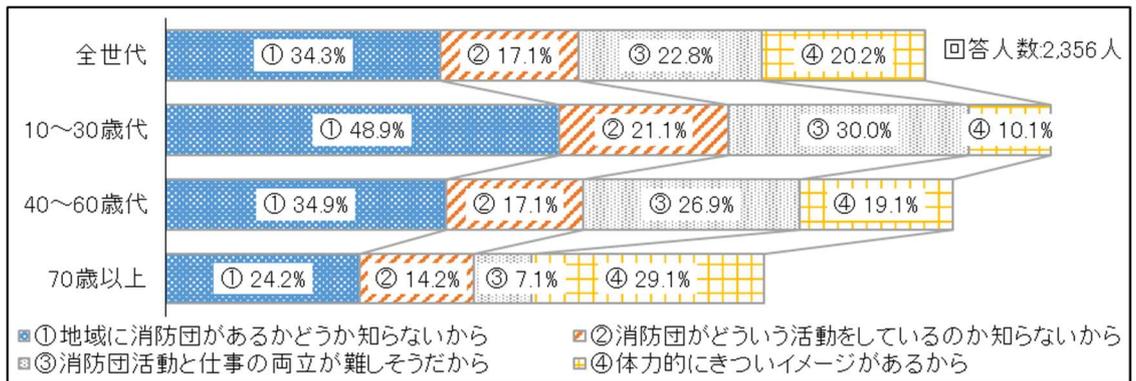


※「その他」の回答内容:「高齢のため」や「男性中心で、女性がない」など

###### イ 消防団に参加しない理由【年代別分析】

消防団に参加していないと回答した方について、年代別のクロス集計をしたところ、10～30歳代が「地域に消防団があるかどうか知らない(48.9%)」、「消防団がどういう活動をしているのか知らない(21.1%)」となっており、若い世代になるほど消防団に対する認知度が低い傾向にあることがわかりました(図3)。

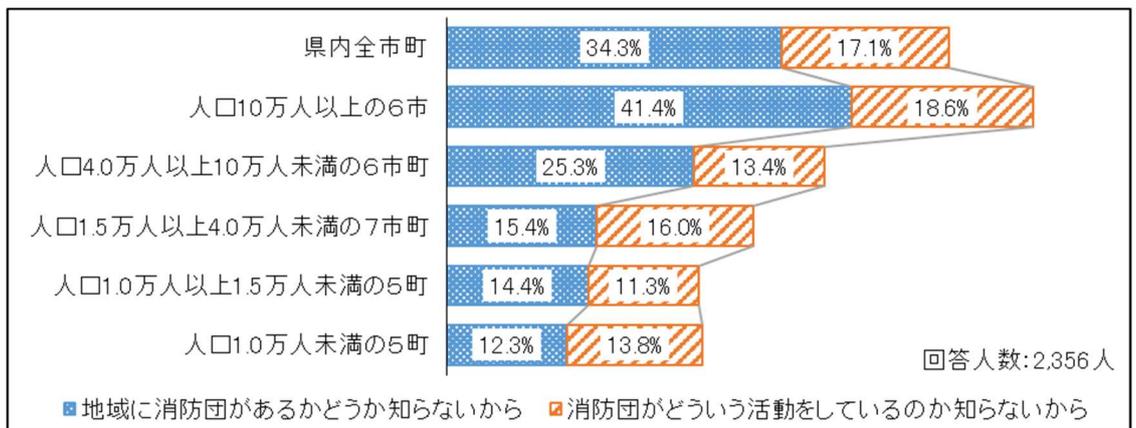
【図3 消防団に参加しない理由（年代別）】



ウ 消防団に参加しない理由【市町人口規模別分析】

消防団に参加していないと回答した方について、県内 29 市町の人口規模別に区分しクロス集計をしたところ、人口 10 万人以上の 6 市が「地域に消防団があるかどうか知らない（41.4%）」、「消防団がどのような活動をしているのか知らない（18.6%）」となっており、人口規模が多くなるほど消防団への認知度が低い傾向にあることがわかりました（図4）。

【図4 消防団に参加しない理由（市町人口規模別）】



② 消防団の入退団者に対する実態調査

令和4年4月に県内消防団を対象に、団員が入退団した主な理由について実態調査を実施した結果は以下のとおりでした。

ア 主な入団理由

- ・ 地元自治会から誘われた
- ・ 消防団員（知人等）から誘われた
- ・ 機能別団員（避難所運営に限定した学生や、大規模災害に限定した消防職団員OBなど）なら活動できると思った

イ 主な退団理由

- ・ 転勤・転出、学校卒業に伴い入団資格を喪失
- ・ 本来業務が多忙、家庭・仕事との両立が難しい
- ・ 年齢により体力の必要な活動に限界

## (2) 市町との意見交換

令和5年1月以降、市町を訪問し、消防団員減少にかかる課題や実態、県への要望等について意見交換を行ったところ、次のような意見をいただきました。(市町の具体的な意見等は「別添1」参照)

### ① 消防団員確保が困難な状況

- ・地域の世帯がすべて高齢者で構成されていて、消防団員の成り手がいない。  
(比較的人口の少ない市町内の山間地区)
- ・従来の自治会や青年団などの協力による消防団員確保が困難になっている地域がある。  
(比較的人口の多い市町内の市街地区)
- ・核家族化や共働き世帯の増加に伴い、「休日は家庭との時間を優先したい」「厳しい訓練等のイメージがあるため参加したくない」などの意見が増加しており、団員の確保がどんどん困難になっていると感じている。(多くの市町)

### ② 消防団員数の維持・増員のための取組

- ・地元の祭事等への協力など、地元自治会等と良い関係を構築して団員を確保している。  
(比較的人口の少ない市町)
- ・移住者に入団の働きかけを行い、入団してもらったことで、移住者が地域にいち早く馴染むことができた。
- ・退団される方の経験や知識を生かして大規模災害等に限った機能別団員として再入団してもらい団員を確保している。

### ③ 若年層や企業等への働きかけ

- ・将来の消防団の担い手となる、小・中・高等学校生等若年層への働きかけとして、実際に小学校へ消防団員が出向き出前授業を行っている。
- ・地元の大学や専門学校に働きかけることで多くの学生の入団に繋がっている。  
(比較的人口の多い市町)
- ・市町と消防団の幹部が地元企業を訪問して消防団への理解と協力をお願いしている。  
(比較的規模の大きい事業所を有する市町)
- ・消防団協力事業所表示制度により地元企業を積極的に認定し、各種の消防団活動に協力してもらっている。(比較的規模の大きい事業所を有する市町)

### ④ 県への要望等

- ・地域の祭事等で放水など消防団を体験してもらうイベントに要する費用への支援。
- ・将来の担い手となる小・中・高校生等若年層へ働きかける際の効果的なコンテンツの提供への支援。
- ・被用者である団員の消防団活動への配慮を企業等へ促すことを目的とする、県から企業に向けた呼びかけや意見交換の場づくりへの支援。

## 5 消防団に関する意識調査等及び市町との意見交換に基づく課題整理

### (1) 確認できた現状

- ・人口の多い市町や若い世代ほど消防団そのものや活動内容に対する認知度が低く、同一市町内であっても、比較的人口が多い市街地と人口減少・高齢化の進む山間地では地区住民の年齢や職業構成に差異があり、課題も異なっている。
- ・消防団員の確保が困難となっている要因には、人と人の繋がりや連帯感などの地域コミュニティの希薄化や消防団に対するネガティブなイメージが大きく影響している。
- ・核家族化や共働き世帯の増加、全団員に占める被用者の割合の増加など、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の抱える課題も多様化している。

### (2) 現状をふまえ注力して取り組むべき課題

#### ① 消防団の認知度向上や活動に対する理解の促進

これまでも、市町と連携して消防団の普及啓発に取り組んできましたが、消防団の重要性や活動内容が地域住民に対し十分に伝わっていない状況にあることから、消防団が「地域防災力の中核を担う重要な存在」であり、その活動は「地域の安全・安心に欠くことができないもの」であることをより多くの地域住民に認識していただく必要があります。

あわせて、「仕事との両立が難しそう」「入りにくそう」「体力的にきつそう」といった消防団のネガティブなイメージについても払拭していく必要があります。

#### ② 社会情勢の変化への対応

地域コミュニティの希薄化や少子高齢化、若者のライフスタイルの変化など、社会情勢の変化が団員減少の要因となっていることをふまえ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の醸成とあわせ、様々な状況にある住民の消防団への参画を促すためには、基本団員の充実を前提としながらも、各団員の得意分野を活かせる機能別団員制度の導入や、在住者だけに限らず通勤・通学者の入団も可能とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図る必要があります。

#### ③ 消防団活動に対する企業等の理解の促進

地域内での自営業者が減少することで、消防団員に占める被用者の割合が年々増加する状況において、消防団員を確保していくためには、企業経営者の消防団への理解が不可欠です。これまでも各消防団において消防団協力事業所を中心に地元企業に対する働きかけを行っていますが、さらなる入団促進に向けて、地元企業と消防団、行政が一体となった取組を一層進めていく必要があります。

## 6 今後の取組

消防団員の確保に向けて、今回の課題整理をふまえ、来年度は次の取組を重点的に実施します。

### (1) 県における取組

#### ① 消防団の認知度向上や活動に対する理解の促進

- ・消防団の認知度向上に効果的な取組について各市町から広く提案を募り、県事業として構築したうえで、地域の事情に合わせて県内に展開していきます。
- ・地域全体で消防団を活性化していこうという機運に繋がるよう、消防団の存在意義や役割、消防団活動に関する広報活動について、大型商業施設でのイベントやテレビCM、ラジオ、主要駅でのデジタルサイネージ等を活用した情報発信を積極的に展開します。
- ・将来の担い手となる若年層に向けて、「みえ学生防災啓発サポーター」等によるSNSを積極的に活用した情報発信を行います。

#### ② 社会情勢の変化への対応

- ・それぞれのライフスタイルに合わせた消防団活動への参画方法である機能別消防団員制度の更なる導入の働きかけを行います。
- ・消防団活動が地域コミュニティーの活性化に寄与している取組事例について、他の市町に対して情報発信し、横展開を図っていきます。

#### ③ 消防団活動に対する企業等の理解の促進

- ・各企業等において、従業員を消防団活動に参画させたいという機運を醸成するため、全庁的な「消防団入団促進施策庁内検討会」の場で考案した企業等へのインセンティブ（優遇施策）を順次導入していきます。（検討内容等は「別添2」参照）
- ・消防団活動に対する理解や消防団加入促進に対する協力がより多くの企業から得られるよう、各種商工団体等を通じて働きかけます。
- ・消防団活動に貢献し、功績のあった企業等に対し表彰を行うとともに、功績についてホームページで広く情報発信します。

### (2) 市町の取組の支援

今回の意見交換の中で市町から要望のあった事項については、「若手消防団員入団促進事業」等を活用し支援するとともに、引き続き、市町、消防団との意見交換、三重県消防協会との協議等を通じて、現場の実情を丁寧に聴き取り、密接に連携しながら、市町等の取組を支援していきます。

別添 1 市町との意見交換内容及び県の対応方向

No.	項目	市町の意見等	課題やヒント	市町の意見等をふまえた県の対応方向
① 消防団員の確保が困難な状況				
1-1	人口減少・少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある集落では7世帯の全員が75歳以上であるなど、消防団員のなり手がいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員のなり手がいないため地域防災力の維持が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・少子高齢化が著しい集落の周辺分団で、役割等を再編して広域的に地域防災力を補完している市町の事例を参考に、地域の実情に合わせた柔軟な団運用の検討を市町に促していきます。</li> </ul>
1-2	地域コミュニティの希薄化（市街地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティが壊れていて消防団への協力を得られない地域もある。地域によっては自治会の役員ですらなり手がいないのに、消防団員まで頼める状況にない。</li> <li>・昔は青年団があり、その人たちが消防団に入団する流れがあったが、今は青年団が存在しない地域が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの希薄化により消防団員の確保が困難</li> <li>・従来の自治会や青年団等の協力による入団促進が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人との繋がりや連帯感を深めることで、地域住民の理解と協力を得て、条例定数を充足している市町の事例を参考に、地域のイベントに消防団が参加するなど、地域と連携した認知度向上や理解促進の取組を地域の実情に合わせて促進します。</li> <li>・同一市町内であっても、比較的人口の多い市街地と、人口減少・少子高齢化が進む山間部では、核家族化の状況や共働きの世帯数、地域住民の年齢や職業構成に差異があり、課題も異なることから、地域の実情に合わせて効果的な広報に取り組みます。</li> </ul>
1-3	ライフスタイルの変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近では核家族や共働き世帯が増え、土日の休みは家族と過ごして子育てをする世代が多く、訓練等で忙しいイメージがある消防団には参加してもらえない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠や育児、介護等で相当期間、消防団活動に参加できない場合、退団扱いとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団員の身分を保持したままで一定期間活動を休止できる「休団制度」を導入している市町の事例を参考に、地域の実情に合わせた柔軟な団運用の検討を市町に促していきます。</li> </ul>
1-4	活動への理解の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼夜を問わず出動しなければならない消防団に自ら進んで入団する人は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な消防団の活動について十分に伝わっていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば音楽隊や地域の特性に合わせたバイク隊など、特技を活かした多様な機能別消防団員制度を導入し、情報発信をしている市町の事例を参考に、基本団員の充実を前提にしながらも、地域の実情に合わせた機能別消防団員制度の創設をさらに促進します。</li> </ul>

No.	項目	市町の意見等	課題やヒント	市町の意見等をふまえた県の対応方向
1-5	ネガティブなイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練が厳しいイメージがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団に対するネガティブなイメージを払拭する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会全体で消防団を活性化していこうという機運に繋がるよう、消防団の役割ややりがい、地域を守るために活躍する消防団の姿をアピールするなど、消防団のイメージ向上に繋がる効果的な広報に取り組みます。</li> <li>・消防団が「地域防災力の中核を担う重要な存在」であり、その活動は「地域の安全・安心に欠くことができないもの」であることを、より多くの地域住民に理解していただくため、大型ショッピングセンター等でのデジタルサイネージ（電子広告）を活用したPRや、Twitter等のSNSを活用した情報発信等に取り組みます。</li> </ul>
<b>② 消防団員数の維持・増員のための取組</b>				
2-1	地域との良好な関係の構築（山間部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭事等には必ず消防団が制服を着用して手伝いや警備等をしているので、日頃から人と人の繋がりや地域との連帯感があり、地元自治会等と良い関係ができています。このことが、約3年ごとに、交代の消防団員を自治会等から推薦してもらえることに繋がっており、条例定数を充足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人の繋がりや地域との連帯感を深めることが入団に繋がっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事例を参考に、地域のイベントに消防団が参加するなど、地域と連携した認知度向上や理解促進の取組を地域の実情に合わせて促進します。</li> <li>・同一市町内であっても、比較的人口の多い市街地と、人口減少・少子高齢化が進む山間部では、核家族化の状況や共働きの世帯数、地域住民の年齢や職業構成に差異があり、課題も異なることから、地域の実情に合わせて効果的な広報に取り組みます。</li> </ul>
2-2	移住者の入団促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者に消防団への入団を働きかけ、入団に至った結果、移住者がいち早く地域に馴染むことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者の入団が移住者と消防団の双方にメリット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事例について、地域の実情も考慮しながら、県内市町への水平展開を検討します。</li> </ul>
2-3	退団者の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退団者に、経験や知識を活かして、大規模災害等に限った機能別団員として再入団してもらい、団員の減少を抑えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退団者の知識や経験の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事例について、地域の実情も考慮しながら、県内市町への水平展開を検討します。</li> </ul>

No.	項目	市町の意見等	課題やヒント	市町の意見等をふまえた県の対応方向
2-4	市町職員による補完	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者は減っているが、役場には必ずいるので、役場の若者が消防団員（基本団員）となり、機動隊として活動することとしている。</li> <li>・地元企業が立地しておらず、周辺市町に働きに出ているため、平日昼間は手薄になる。このため、平日・昼間に限って活動する機能別消防団を役場に設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手の市町職員を基本消防団員として確保</li> <li>・平日昼間の地域防災力を市町職員が補完</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時は市町職員として災害対応業務に従事することに留意し、当該事例について、地域の実情も考慮しながら、県内市町への水平展開を検討します。</li> </ul>
2-5	転出者の活動継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町への転出であれば当該市町に在住していなくても消防団員として引き続き活動できることとしている。近隣市町から現場に到着するまでの消防団活動は役場の機動隊が補完している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町への転出者も退団せずに活動を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事例を参考に、地域の実情に合わせた柔軟な団運用の検討を市町に促していきます。</li> </ul>
<b>③ 若年層や企業等への働きかけ</b>				
3-1	児童・生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の消防団の担い手となる児童・生徒への働きかけとして、小学校へ消防団員が実際に出向き出前授業を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒への効果的な働きかけの手法について水平展開が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事例について、地域の実情も考慮しながら、県内市町への水平展開を検討します。</li> </ul>
3-2	学生への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護専門学校に消防団入団への働きかけを依頼したところ、1クラスの40名中13名が入団してくれた。「地域のために貢献したい」という若者も一定数いることを再認識した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域のために貢献したい」という若者が一定数存在</li> <li>・学生等の若年層が入団しやすい気運の醸成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事例について、地域の実情も考慮しながら、県内市町への水平展開を検討します。</li> <li>・将来の担い手となる若年層の入団に繋げるため、「みえ学生防災啓発サポーター」等による、SNSを積極的に活用した情報発信に取り組みます。</li> <li>・大学や専門学校等の学生に関心を持ってもらえるようなデザインの消防制服や消防活動服を制作するなど、消防団への憧れを醸成し、入団に繋がります。</li> </ul>
3-3	若年層をターゲットとした広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層にも消防団を身近に感じてもらえるよう、地元の若手団員の活動について掲載したリーフレットを作成したところ、好評を得ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層にターゲットを絞った広報が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行うそれぞれの実情をふまえた創意工夫ある取組について、市町から提案を受けて県の委託調査（モデル）事業として採択し、水平展開を図ります。</li> </ul>

No.	項目	市町の意見等	課題やヒント	市町の意見等をふまえた県の対応方向
3-4	企業への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長と団長が地元企業を訪問して消防団への理解と協力をお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業による消防団活動への理解と消防団加入への協力について促進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が行うそれぞれの実情をふまえた創意工夫ある取組について、市町から提案を受けて県の委託調査（モデル）事業として採択し、水平展開を図ります。</li> <li>消防団活動や消防団加入について、より多くの企業から理解と協力が得られるよう、商工団体等を通じて働きかけます。</li> </ul>
3-5	消防団協力事業所表示制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業を積極的に消防団協力事業所に認定し、各種の消防団活動に協力してもらっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団協力事業所表示制度のさらなる活用が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団活動に協力いただける企業を消防団協力事業所に認定する取組の拡大を促進します。</li> <li>消防団協力事業所として消防団活動に功績のあった企業等に対して表彰を行うとともに、功績について県ホームページで広く情報発信します。</li> </ul>
<b>④ 県への要望等</b>				
4-1	地域における啓発への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で祭事があり、消防車への乗車体験や親子参加型の放水体験等の消防団ブースの設置を検討しているので、財政的に支援してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のイベント等における消防団の理解を深める啓発に対して支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が行うそれぞれの実情をふまえた創意工夫ある取組について、市町から提案を受けて県の委託調査（モデル）事業として採択し、水平展開を図ります。</li> </ul>
4-2	児童・生徒に対する啓発コンテンツの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>今は消防団員が確保できていても少子高齢化による減少は避けられないので、10年～20年後のことを考えて、将来の担い手となる小・中・高等学校生に入団を働きかける際の効果的なコンテンツを提供してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等で行う児童・生徒に対する効果的な啓発コンテンツについて情報共有が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等で行う啓発に係る教材や体験学習等のコンテンツについて市町に情報を共有します。</li> </ul>
4-3	企業との意見交換の場づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被用者である消防団員が消防団活動をしやすいよう企業の配慮促すため、地元企業との交流会等の開催について支援してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業、消防団、行政による意見交換の場づくりが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被用者である消防団員が、消防団活動をしやすい環境をつくるため、企業の経営者、被用者である消防団員、行政の担当者が一堂に会する意見交換会の場づくりに対して支援します。</li> </ul>
4-4	財政的支援のさらなる充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの県補助金の補助率は1/3となっており、残り2/3は市町負担となるので、その予算を確保することが財政難のなかで難しい。全額を県で負担するか補助率を上げてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が行う入団促進の取組に対する財政的支援が引き続き必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の入団促進を目的として行う取組に必要な資機材等の購入に要する経費に対して補助を行います。</li> </ul>

別添2 「消防団入団促進施策庁内検討会」における施策の検討状況

分類	施策の概要	今後の方向性
	「物件関係における総合評価一般競争入札試行要領」における技術的要素のうち、「地域社会貢献活動」の取組事例として、「消防団協力事業所」を新たに明示	令和5年度検討・実施予定
	「指定管理者募集要項」の標準例の「県施策への協力」項目において、指定管理者（応募者）に協力を求める県の施策として「市町消防団への協力」を新たに明示	令和5年度検討・実施予定
入札	防災対策部が実施する企画提案コンペにおいて「消防団協力事業所」を評価項目として加点	令和5年度実施予定
	総合評価方式（建設工事）の社会貢献度の評価における評価項目の追加	<p>総合評価方式は、平成19年度から建設業者の社会貢献度を加点して評価を実施してきたが、平成26年の公共工物品確法の改正を受け、喫緊の課題である担い手の確保に繋がる取組を評価し、建設業の活性化を図っていく必要が生じている。</p> <p>こうした情勢の変化を踏まえ、総合評価方式を導入した当初は、評価項目として社会貢献度を評価してきたが、今後は社会貢献に係る評価の比重を建設業活性化以外の施策の推進にも配慮しつつ「担い手の確保・育成」の取組に評価をシフトさせていく方向であるため、建設業界の声をしっかり聴きながら対応を検討していく。</p>
金融	中小企業金融対策事業における「防災・減災対策支援資金」について、「消防団協力事業所」を対象とした保証料の軽減措置を新たに設け、保証料率を軽減（軽減する保証料率は検討中）	令和5年度取扱開始予定

分類	施策の概要	今後の方向性
減税	法人事業税等の減免措置	<p>広く県民から公共サービスに必要な経費として負担いただく法人事業税等の普通税は、その用途が特定されておらず、税の減免措置を実施した場合、歳入が減収となることから県が行う様々な施策に影響を与えることとなる。</p> <p>また、法人事業税の減税は、赤字法人（県内法人の約65%）にはインセンティブが及ばない。</p> <p>こうしたことから、消防団員確保に係る法人等へのインセンティブ付与については、すべての法人にインセンティブが及ぶとともに、予算編成を通じた配分調整や事業執行における議会のチェック機能も働く歳出予算で対応できないか引き続き検討を行う。</p>
その他	消防団協力事業所のうち県知事表彰を受賞した事業所について、事業内容や取組等を県ホームページに掲載するとともに、各事業所ホームページのリンクを貼り顕彰	令和4年度実施予定

#### <開催概要>

（第1回）令和4年12月21日      （第2回）令和5年1月12日      （第3回）令和5年2月20日

#### <検討項目>

企業に向けた消防団加入促進に係るインセンティブ、消防団員の加入促進に係る施策

#### <構成委員>

防災対策部    防災対策総務課長、消防・保安課長  
 総務部        総務課長、税務企画課長、税込確保課長  
 雇用経済部   中小企業・サービス産業振興課長  
 県土整備部   公共事業運営課長  
 出納局       会計支援課長

### (3) 持続可能な社会づくりに向けた若年層の防災意識の向上事業について

地域の防災活動の主体である自主防災組織では、構成メンバーの高齢化・固定化等により、地域の防災活動に必要な担い手の確保や持続的な組織運営に支障が生じています。

このため、県内の学生など若者を地域防災の担い手として養成し、若者の自由な発想力を生かした情報発信による若年層の防災意識の向上を図るとともに、これら養成した若者が市町や自主防災組織等と連携して、地域の防災活動の支援に取り組んでいます。

#### 1 本事業の構成

##### (1) 地域で防災活動を行う若い防災人材の養成

県内の大学生や高校生をはじめとする若者を、次代を担う防災人材「みえ学生防災啓発サポーター」として養成します。

##### (2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による若い世代に響く防災啓発の展開

他の若者に対するインフルエンサーとして、「みえ学生防災啓発サポーター」が自ら作成した防災動画やブログ記事等により若い世代に響く防災啓発を展開し、他の若者へ向け、防災意識の向上や地域の防災活動への参加を働きかけます。

##### (3) 他の若者を巻き込んで地域の防災活動へ参画

「みえ学生防災啓発サポーター」とサポーターの呼びかけに賛同した若者が、自主防災組織や企業、学校等の地域の防災活動に参画し、活動の支援を行います。

#### 2 令和4年度の取組

##### (1) 「みえ学生防災啓発サポーター」養成講座の開催

県内の大学生や高校生をはじめとする若者を対象に「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催し、同世代に向けた防災情報の発信や地域の防災活動を支援する防災人材「みえ学生防災啓発サポーター」として養成を行いました。

募集期間：令和4年5月～6月

開講期間：令和4年6月～12月（全6回）

受講対象：三重県内在住または通勤・通学する16歳から29歳までの方

認定者数：49名

##### 【養成講座の主な内容】

###### ① 座学や体験型による講座

養成講座では、座学による防災知識の習得のほか、「HUG（避難所運営ゲーム）」や「防災啓発イベントの企画ワークショップ」などの体験型講座を通じて、防災啓発や防災活動支援の実践的なスキルを身に付けました。

###### ② 消防救助訓練体験

実際に消防職員や消防団員を養成する施設・設備を使用することで、消防に関する関心を高めてもらうため、県消防学校において、消防救助訓練体験を実施し、受講生に放水訓練や救助ロープ訓練などを体験してもらいました。



放水訓練を行う受講生

### ③ 防災キャンプ

受講生が自分たちで防災啓発イベント等の企画・運営にかかるノウハウを身に付けてもらうため、鈴鹿サーキットキャンプ場において「防災キャンプ」を開催しました。

一般募集で参加した小学生親子が楽しみながら防災について学べるよう、的あてゲームやバケツリレー、ペットボトルを使ったろ過器の作成など、事前に受講生がアイデアを出し合って企画したイベントを小学生親子に体験してもらい、その場で意見や感想などのフィードバックを受けました。



ペットボトルろ過器の作成

### ④ 被災体験の聴き取り（災害ボランティア）

被災者の体験談の聴き取り等を通じて、災害を経験したことのない受講生に普段からの防災対策の重要性等を認識してもらうため、東日本大震災で被災し集団移転をした宮城県東松島市のあおい地区を訪れ、災害ボランティア活動を行いました。

受講生が災害公営住宅で独居生活を送る方等に足浴やマッサージを行った後、被災時の体験談をお聴かせいただくなどにより交流を図りました。

また、津波により74名の児童と10名の教員が命を落とし、現在は震災遺構となっている旧大川小学校を訪問し、語り部のお話を伺うなど、東日本大震災について、多くのことを学ぶ機会となりました。



足浴ボランティアの様子



旧大川小学校訪問

### ⑤ 「みえ学生防災啓発サポーター」の認定

養成講座を修了した社会人5名、大学生35名、高校生9名（計49名）を「みえ学生防災啓発サポーター」として認定し、認定書を授与しました。

## (2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による防災啓発

### ① 同世代の若者等に向けた情報発信

認定されたサポーターは、他の若者に対するインフルエンサーとして、「県政だよりみえ1月号」や三重テレビ「県政だよりみえ」（1月15日放送）などのメディアでの発信を通じて、自分たちの活動の紹介や防災対策の必要性等の啓発を行い、他の若者へ向け、防災意識の向上や地域の防災活動への参加を働きかけています。

また、1月28日に川越町で開催した「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」では、サポーター2名がパネリストとして登壇し、他のパネリストとともに、次代を担う防災人材のあり方などについて議論を行いました。

このほか、サポーターが自分たちで企画・制作した動画やブログ記事、InstagramやTwitterなどのSNSでの投稿などにより、同世代の若者に向けた防災情報の発信を行っています。（令和4年度末までに、動画3本、ブログ4本、SNS投稿10本を予定。）



県政だよりみえ1月号

## ② 「#みえ防災アクション」キャンペーン

県では、令和5年2月から、若者を対象にしたSNSを活用した防災啓発の取組として、「#みえ防災アクション」を付けて自ら取り組んだ防災の取組をSNSで投稿してもらうキャンペーンを実施しており、サポーターにもInstagramやTwitterなどを活用して、同世代の若者等に向けて周知を行ってもらっています。

その結果、キャンペーン開始から10日後の令和5年2月22日時点で、33件（県公式アカウントによるキャンペーン周知投稿を除く。）の防災の取組がSNSで投稿されており、「自助」による防災活動の促進につながっています。

## 3 令和4年度取組の検証

### (1) 地域で防災活動を行う若い防災人材の養成

令和4年度のサポーター養成講座では、取組の初年度ということで30名程度の受講者を想定していましたが、令和4年5月25日から6月10日までと募集期間が短かったにもかかわらず、募集締め切り時点で62名から応募があり、6か月にわたる養成講座を修了した49名を「みえ学生防災啓発サポーター」として認定しました。

講座終了後のアンケート結果によると「若者の活躍を県が応援してくれていると感じた」「防災について周りの友達や家族に伝えたいことばかりだった」など、講座内容について受講者から高い評価を受けていることから、今後も同様の養成講座を継続することにより、さらに多くの防災人材を養成し、多くの若者への防災啓発や地域の防災活動の支援を展開していくことが必要です。

### (2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による若い世代に響く防災啓発の展開

サポーターとして認定後、メディアやシンポジウムへの出演、自ら企画・制作した動画やブログ記事、SNSでの投稿などを通じて、サポーターが自分たちの言葉で情報発信を行うことで、若い世代に向けた防災啓発を展開しています。

また、サポーターの活動により親しみを持ってもらえるよう、自分たちで「みえ まもりたい」という愛称を考案し、「みえ学生防災啓発サポーター『みえ まもりたい』」という団体名で活動していくこととしています。

今後は、他の若者に対するインフルエンサーとして活躍できるよう、さまざまなメディアやSNS等のツールを効果的に活用するとともに、他の若者世代の防災行動を促進できるよう、自分たちオリジナルの防災啓発の内容をさらに充実させる必要があります。

### (3) 他の若者を巻き込んで地域の防災活動へ参画

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の防災活動の件数が大幅に減少していることに加え、サポーターが認定された12月から3月にかけては、地域で防災活動に取り組む機会が少ない時期であることから、令和4年度は、サポーターやサポーターの呼びかけに賛同した若者による地域の防災活動支援を十分に行えませんでした。

今後は、コロナ禍により機会が減った地域の防災活動にサポーターがどのように関わり、活性化していくことができるかを検討することが必要です。

また、地域防災活動の将来の担い手として、サポーターを自主防災組織や消防団等への参画へとつなげることが必要です。

#### 4 今後の活動予定

##### (1) 地域で防災活動を行う若い防災人材の養成

令和4年度の実績をもとに、令和5年度は受講者の定員を増やし、より多くの若者を新たなサポーターとして養成することで、サポーターの活動を県内で幅広く展開するとともに、活動を継続していくための人材を確保します。

また、令和4年度に養成したサポーターの声を反映しながら、講座内容がより効果的となるよう見直しを行います。

##### (2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による若い世代に響く防災啓発の展開

令和4年度から、サポーターが自分たちで作成した動画やブログ記事、SNSなどによる防災情報の発信を行っています。今後はこうしたコンテンツを増やし、サポーターの公式YouTubeチャンネルやWEBサイト、SNSアカウント等を開設することで、サポーターの活動をより多くの若者に認識してもらい、防災への関心を高めていきます。

また、サポーター自身が企画した若者向けの防災イベントを実施し、一緒に活動する同世代の若者を増やしていきます。

##### (3) 他の若者を巻き込んで地域の防災活動へ参画

令和5年1月から、毎月1回、サポーター同士が集まって勉強会を開催し、今後の情報発信や防災イベントの内容等について意見交換を行っています。

このような場を活用し、コロナ禍により機会が減った地域の防災活動にサポーターがどのように関わり、他の若者をどのように巻き込んで地域の防災活動に参画していくかを検討していきます。

また、意欲のあるサポーターを自主防災組織の構成員や消防団員、みえ防災コーディネーター等の活動につなげていくことで、地域防災活動の将来の担い手として育成し、地域防災力の向上に努めていきます。

## (4) 令和4年度第2回三重県総合図上訓練及び令和4年度三重県国民保護共同実動・図上訓練の実施結果について

### 【令和4年度第2回三重県総合図上訓練】

#### 1 訓練の目的

第2回三重県総合図上訓練では、第1回三重県総合図上訓練で明らかになった実務的な課題の解決を目的に、第1回三重県総合図上訓練と同様の想定で、発災からおおむね6時間までの一連の流れを確認しました。

#### 2 訓練概要

日 時：令和5年1月27日(金) 8時30分～16時00分

場 所：県庁行政棟及び県庁講堂

想 定：南海トラフ地震（M8.7）が訓練当日の7時30分に発生

参加者：325名

三 重 県：危機管理統括監、災害対策統括部配備要員等 255名

県内市町：15市町 28名

関係機関：27団体 42名

評 価 者：三重大学大学院工学研究科 川口 淳 准教授

#### 3 課題解決のための主な訓練項目

##### (1) 県民の生命を守るために必要な情報の整理、報告要領の習熟

大規模災害発生直後においては、人命を最優先にした情報や対策を本部長に報告する必要がありますが、具体的な報告項目について十分に整理されていませんでした。今回の訓練では、特に人命に係る情報の整理を的確に行うため、事前に会議における報告要領を整理し、図表等を活用した報告様式を作成することで、本部長への報告内容を迅速・的確にまとめることができるよう習熟を図りました。

##### (2) 初動対応に必要な業務となる人員配置の確認

初動対応に必要な業務量が非常に多いことから、柔軟に人的資源を配分する体制が必要となります。このため、今回の訓練では、初動対応時に特に必要となる業務の人員を増強したうえで訓練を実施し、各部隊に必要な人員数を確認しました。

### (3) 緊急派遣チームからの情報収集体制の確立

災害対策本部から緊急派遣チームに指示を出す体制が整っておらず、派遣先の市町で要請事項の収集を的確に行うことができないという課題がありました。今回の訓練では、今年度新たに整備した緊急派遣チームの活動マニュアルを作成するとともに、災害対策本部が緊急派遣チームから情報収集する手順を明確にしました。そのうえで、総括支援員・支援員・情報連絡員から構成される緊急派遣チームを実際に訓練参加市（桑名市、鈴鹿市、志摩市、伊賀市）に派遣し、的確な要請事項の収集手順を検証しました。

### (4) 講堂内における各部隊配置の見直し

オペレーションルーム（講堂）で災害対策本部活動を機動的に行うための動線が十分に確保できておらず、部隊間の情報共有に支障がありました。今回の訓練では、迅速・的確な情報共有を行うため、オペレーションルームで必要な機能を整理し、新たなレイアウトや職員配置で訓練に臨みました。

## 4 主な成果と課題（○成果、●課題）

### (1) 県民の生命を守るために必要な情報の整理、報告要領の習熟

○各部隊において訓練に向けた勉強会を重ね、発災直後に収集すべき事項を整理して予めフォーマット化することで、情報収集を円滑に行うことができた。

○地図や図表を活用した会議報告様式を新たに作成したことで、部隊間調整会議※1において情報分析結果や被害情報の共有を的確に行うことができた。

●事前に「人命に資する報告の優先」を周知徹底したことで、災害対策統括会議※2において各部隊が人命を意識した報告を行うことができた。しかし、報告や協議が冗長になりがちで、長時間の会議となってしまった。迅速・的確に情報を共有するため、総括部隊が主体的に報告内容などを調整する必要がある。

●情報収集担当の人員を増強したことで、市町からの情報を的確に収集することができたが、発災直後は情報が集中し、緊急性の高い情報が埋没してしまうことがあった。情報収集担当に入った情報を、より迅速・確実に各部隊の対策に繋げるため、的確に情報の割り振りを行う必要がある。

※1 今後の活動方針等を各部隊で調整するための会議

※2 災害時に発生する課題の対応方針等を決定するため、本部長（知事）以下幹部職員で開催する非公開の会議

### (2) 初動対応に必要となる人員配置の確認

○今回の訓練にあたり、初動対応タイムラインや災害対応工程管理システム(BOSS)を試行したことにより、初動対応で特に必要となる人員を事前に洗い出し、適切に人員を配備することができた。

### (3) 緊急派遣チームからの情報収集体制の確立

- 緊急派遣チームが収集すべき情報項目や、緊急派遣チームからの情報収集体制を事前に整理したことで、派遣した4市からの確に情報収集することができた。
- 市町の災害対策本部に派遣された緊急派遣チームが、県災害対策本部の方針などを共有するために、相互の連絡体制を構築する必要がある。

### (4) 講堂内における各部隊配置の見直し

- 今回の訓練では、オペレーションルームの密を解消するため、発災直後のフェーズにおいて必要となる業務を精査し、講堂で活動する職員を制限した。また、ホワイトボードやモニター設置場所を予め指定することで、動線や視界を確保したレイアウトで災害対策活動を実施できた。今回の成果については、来年度新たに整備する常設のオペレーションルームの配置に反映する。
- 配置が固定されている機器の影響で、救助機関同士の距離が離れた配置となっていたが、詳細な活動状況把握や情報共有を行うため、講堂内の機器配置等を見直し、全ての救助機関を一体的に配置する必要がある。

## 5 訓練評価者からの主な評価

### (1) 地図を活用した情報共有

地図を活用し、各局面で情報を統合することができていた。今後このノウハウをどのように習熟・継承していくかが重要。

### (2) 会議におけるタイムパフォーマンスの向上

会議において、情報を共有すべきタイミングや報告の時間のかけ方が整理できていなかった。各部隊が会議の時間的価値を理解し、災害対策本部が全体最適できるように調整が必要。

### (3) 災害対策統括部の人員配置精査

事前に必要人員の洗い出しを行ったことで、災害対策統括部内の人員不足はある程度解消されたと見受けられるが、初動対応を的確に行うために、人員配置については今後も精査が必要。

### (4) 講堂レイアウトの改善

講堂における部隊の配置を見直したことで、おおむね動線や視界が確保されたレイアウトになっていたが、改善の余地はまだあると思われる。各部隊の反省検討を元にレイアウトを完成させてほしい。

### (5) 訓練資産の継承

訓練を重ねることで、マニュアル、様式、地図・掲示物の活用方法などは整ってきている。それらを資産として蓄積し、人がかわっても同様の対応ができるように各部隊で継承させていくこと。

## 6 今後の方針

今回の訓練で得られた成果については、部隊別訓練や勉強会を実施し、各部隊において十分な定着を図ります。また、課題については、対応方法の検討を行い、人がかわっても同様の対応ができるように各部隊で継承するとともに、来年度以降の図上訓練の内容に反映します。

## 7 訓練実施状況



初動時オペレーションルーム  
(県庁5階災害対策室)



初動時シミュレーションルーム  
(県庁5階防災対策部長室)



オペレーションルーム（講堂）①



オペレーションルーム（講堂）②



部隊調整会議（講堂）



救援物資部隊活動スペース（行政棟2階）



被災者支援部隊活動スペース  
（行政棟7階）



生活・経済再建支援部隊活動スペース  
（行政棟8階）



災害対策統括会議（講堂舞台）



講評

## 【令和4年度三重県国民保護共同実動・図上訓練】

### 1 訓練の目的

緊急対処事態（大規模テロ等）が発生した場合の一連の国民保護措置に関する対応を確認するとともに、関係機関相互の連携強化を図るため、国、亀山市、関係機関と共同で国民保護共同実動・図上訓練を実施しました。

### 2 訓練概要

#### （1）実動訓練

日 時：令和5年1月31日（火）10時30分～11時30分

場 所：JR亀山駅

想 定：JR亀山駅に停車中の列車内で化学剤散布によるテロを疑う事案が発生

訓練項目：警察、消防による化学剤散布事案への対処（ゾーニング、NBC検知、負傷者の救出救助、除染、トリアージ等）

※県庁及び亀山市役所では、実動訓練に併せて現地からの情報収集や自衛隊への派遣要請の決定等を実施

#### （2）図上訓練

日 時：令和5年1月31日（火）13時00分～15時30分

場 所：県庁講堂棟131・132会議室 他

想 定：亀山市営体育館で爆発事案により多数の死傷者が発生。逃走したテログループが亀山市文化会館に人質を取って立てこもり、自爆を示唆

訓練項目：・事案発生に伴う初動対応（被害状況等の情報収集、国への報告等）

・国民保護法に基づく事態認定後の対応（法定通知の伝達、住民避難に向けた関係機関との調整等）

・本部員会議の開催

#### （3）情報伝達訓練

国からの法定通知をEm-net（エムネット）により受信し確認を行う訓練を実施

### 3 訓練参加者

#### （1）参加機関（52団体）

内閣官房、消防庁、陸上自衛隊（図上訓練のみ参加）、自衛隊三重地方協力本部（図上訓練のみ参加）、三重県、三重県警察本部、亀山警察署、亀山市、亀山市消防本部、東海旅客鉄道株式会社（実動訓練のみ参加）

亀山市を除く県内市町及び亀山市消防本部を除く県内消防本部（情報伝達訓練のみ参加）

※訓練評価者：消防庁、愛知県（図上訓練の評価）

## (2) 参加者数 (186名)

実動訓練：55名（県：11名、亀山市：8名、関係機関：36名）

図上訓練：89名（県：57名、亀山市：21名、関係機関：11名）

情報伝達訓練：42名（亀山市を除く県内市町：28名、亀山市消防本部を除く県内消防本部：14名）

## 4 訓練評価者からの主な評価

### (1) 本部長（知事）からの指示への対応

本部長から活動の焦点を示した指示が行われていた。また、本部長からの指示が対策本部の職員へ伝達され、組織的に対応できていた。

### (2) オペレーションルームにおける情報共有

地図等を活用し、関係者間での情報共有が速やかに行われていた。また、情報班へ情報が集約する仕組みが整っており、滞ることなく情報共有が行われていた。

### (3) 国や関係機関との情報共有

情報を収集するに当たり、現場からの報告待ちの部分があった。現場は対処に忙殺され報告が疎かになる場合があるため、必要な情報を積極的に収集することが必要。

また、国民保護事案は特に国との連携が重要であることから、事態認定までの国の動きを県が積極的に情報収集し、市町や関係機関に情報提供するような動きができるとよかった。

## 5 主な成果と課題（○成果、●課題）

### (1) 主要訓練項目の設定

○事案発生時に本部長が県外で公務中という想定のもと、電話やWEB会議を活用した本部長への重要情報の報告、自衛隊等への派遣要請や国への支援要請等の本部長による意思決定、副本部長を通じた対策本部内の職員への本部長指示の伝達等、本部長不在時の一連の初動対応を確認することができた。

●本部長から「県民への正確な情報提供を行うこと」が指示されたものの、本訓練では国民保護の一連の対応確認を主な目的とし、県民への情報提供については簡略化したため、効果的な広報手段等の検討は行わなかった。有事の際、県民の命を守るためには、正確な情報を速やかに伝えることが重要であることから、次の訓練では、県民への情報提供を訓練項目に組み込む必要がある。

### (2) 現地における関係機関の活動

○列車内での化学剤散布事案の発生を想定し、化学剤への対処を警察と消防が連携して行う際の手順や動きなどについて、関係機関相互で共有することができた。

●化学剤散布事案において、現場から現地指揮所への要救助者数等の報告が遅かった。現地において救助の方針を速やかに決定するためには、現地指揮所と救助隊等の間で、事案の概要や規模等を、早い段階で把握することが重要との認識を共有しておく必要がある。

### (3) 対策本部（総括部隊）内における活動

○国民保護事案については、台風や地震などの自然災害とは異なり、訓練に参加した経験のある職員が少ない状況であるが、大規模テロ発生時の「危機対策本部」（国民保護法に基づく事態認定後は「緊急対処事態対策本部」）は、基本的には「災害対策本部」と同様の組織体制としていることから、被害状況の収集や整理、国への報告等の基本的な動きは行うことができた。

●国民保護事案の場合は、「災害対策本部」と異なる組織として、国民保護事案特有の業務を行う「国民保護班」を設置することとしている。今回の訓練では、「災害対策本部」でも方針等の立案や統括部の総括を担う「総括班」と、「国民保護班」の間における役割の整理が不十分であったことから、連携が円滑に行われなかった部分があった。このため、大規模テロ等の有事の際に、業務を漏れなく円滑に行えるよう、対策本部（総括部隊）内における各班の役割を改めて検討する必要がある。

## 6 今後の方針

今回の訓練で得られた課題については、国民保護班を中心に、総括部隊の各班で連携しながら対応方法の検討を行い、来年度以降の図上訓練の内容に反映していきます。

また、北朝鮮による相次ぐミサイル発射や、ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、来年度は、武力攻撃事態（ミサイル等）を想定した図上訓練や、ミサイルを想定した避難行動訓練（住民避難訓練）を実施します。

## 7 訓練実施状況



実動訓練（JR亀山駅）  
（NBC検知）



実動訓練（JR亀山駅）  
（救出救助）



実動訓練（JR亀山駅）  
（除染所）



図上訓練（県庁）  
（オペレーションルーム）①



図上訓練（県庁）  
（オペレーションルーム）②

## (5) 令和3年度包括外部監査結果に対する対応結果について

### 1 監査テーマ

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

### 2 監査結果と対応結果

対象となった事業に対する「指摘」は6件、「意見」は11件で、その内訳は、以下のとおりです。

指摘及び意見をいただいた内容につきましては、令和4年3月に開催された防災県土整備企業常任委員会において説明した対応方針により対策を講じ、改善を図りました。

なお、その内容と対応結果は、次表のとおりです。

#### I ソフト対策 防災・減災（防災対策部）

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| 1 「みえ防災・減災センター」事業    | (指摘 1件、意見 なし) |
| 2 みんなでつくる避難所プロジェクト事業 | (指摘 なし、意見 4件) |
| 3 地域減災対策推進事業         | (指摘 3件、意見 2件) |
| 4 災害対応力強化事業          | (指摘 2件、意見 5件) |

#### 【参考】

「指摘」とは、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項として速やかに改善することを求めたもの。「意見」とは、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項として改善を検討することを求めたもの。

## 令和3年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
テーマ：防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について		
I ソフト対策 防災・減災（防災対策部）		
1 「みえ防災・減災センター」事業		
① センターに対する指導・監督について【指摘】		
<p>「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」への負担金の支出の効果やセンターの事業実績・収支精算についての検証が十分でないように見受けられる。運営委員会での審議の充実を図るとともにセンターに対しチェック体制の見直し・強化を指導すべきである。</p>	<p>みえ防災・減災センターの支出状況については、令和4年10月に県職員が支出書類や購入物品の管理状況等を調査し、適正に対応していることを確認しました。</p> <p>また、事業の検証については、センター事業を24項目に区分して検証シートを作成し、令和4年11月に開催した運営委員会において、これまでの進捗状況や成果について審議を行い、今後の取組方針を整理しました。</p>	<p>防災企画・地域支援課</p>
2 みんなでつくる避難所プロジェクト事業		
① レシピ集・カードゲーム・DVDの管理と今後の活用について【意見】		
<p>みんなでつくる避難所プロジェクト事業で作成したレシピ集・カードゲーム・DVDの在庫表が作成されておらず、数量が確認できなかった。消耗品にあたるとはいえ、カードゲーム・DVDについては貸出簿等により適切に管理しておくべきである。</p>	<p>レシピ集・カードゲーム・DVDについては、紛失などを防止するため、令和3年度から管理簿等を備え付けて、物品の使用予約や在庫の管理を行っています。</p>	<p>防災企画・地域支援課</p>

② 「防災用品ベンチ」の広報について【意見】		
<p>みんなで作る避難所プロジェクト事業で作成した「防災用品ベンチ」の試作品について、新型コロナウイルス感染症禍のために避難所の設置者である市町への広報が延期されており、県民への広報も行われていなかった。みんなつく予算で製作したものであり、広報に努めていくことが望まれる。</p>	<p>避難所の備品整備は市町の防災担当部署の所管となることから、「三重県市町等防災対策会議」において「防災ベンチ」の展示を行うとともに、各市町の防災担当者等に対して機能の説明等を行い、活用を働きかけました。</p>	<p>防災企画・地域支援課</p>
③ 「参加型予算」の実施過程で寄せられた県民の意見の反映について【意見】		
<p>みんなで作る避難所プロジェクト事業への投票時に寄せられた意見・要望が事業内容へ反映されていなかったため、反映できるよう努めることが望まれる。</p>	<p>県民参加型予算の制度を所管する総務部財政課において、令和4年度には県民の皆さんのご提案をより反映しやすいよう見直しが行われています。同制度に基づき、できる限り寄せられたご提案を事業内容に反映できるよう努めています。</p>	<p>防災企画・地域支援課</p>
④ 「参加型予算」の事業に市町からの要望が加えられたことについて【意見】		
<p>みんなで作る避難所プロジェクト事業における提案者の応募内容において「三重県産材」を用いた防災用品ベンチは提案されておらず、投票時の県民の意見・要望にも含まれていなかった。市町へのヒアリングでニーズを把握したとのことだが、「県民参加型予算」の趣旨からすれば再考することが望まれる。</p>	<p>「みんなで作る避難所プロジェクト」事業の提案者からは、避難所生活を快適にする避難所用グッズを企業と新規に共同開発するという提案を受けたことから、実際に避難所の開設・運営を行う市町職員の意見を反映した上で、開発を行ったものです。</p> <p>今後、県民提案募集により寄せられたご提案は、できる限り事業内容に反映できるよう努めます。</p>	<p>防災企画・地域支援課</p>

3 地域減災対策推進事業		
① 実績報告時提出書類の提出漏れについて【指摘】		
地域減災力強化推進補助金に関し提出を受けた実績報告書において、運用手引に定める検収写真が添付されていなかったため、提出を求める必要があった。	県補助金が適切に活用されているかを把握するため、「三重県市町等防災対策会議」において、市町の防災担当者に対し、実績報告書提出時の検収写真の添付を徹底するよう周知を図りました。	防災企画・地域支援課
② 補助金にかかる審査について【指摘】		
地域減災力強化推進補助金審査委員会での審査にかかる事務局の事前審査過程や審査委員会での委員の発言等の記録が残されていないため、審査過程を書面にて残しておくべきである。	事務局による事前審査の内容については、これまでも資料を作成して公文書として保存しているところですが、令和4年度から地域減災力強化推進補助金審査委員会の議事録を作成して保存しています。	防災企画・地域支援課
③ 地域減災力強化推進補助金の完了検査先の抽出方法について【指摘】		
実地の完了検査を実施する市町の抽出方法について、前年度に抽出した市町は除外のうえ補助金額上位3市町程度を抽出しているとのことだったが、補助金額の少ない市町も抽出されるように方法を検討する必要がある。	令和3年度から、少額の補助金が交付されている市町も対象として実地検査を行っています。	防災企画・地域支援課
④ 県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金の完了検査について【意見】		
ゴムボート整備事業の検査について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のため書面での確認のみ行われていたが、他の補助金は実地で検査した実績もあることを踏まえると、時期や方法を工夫し実地で検査することが望ましかった。	本補助金を活用して新たな施設や設備等の整備が行われた場合には、交付市町に対し実地検査を実施します。	防災企画・地域支援課
⑤ 地域減災力強化推進補助金の完了検査調査表について【意見】		
検査項目について、他の補助金の検査表を参考に作成されているが、当該補助金において該当する可能性がない項目が記載されているため、修正していくことが望まれる。	完了検査の検査表は、様々な事業に対応できるよう多様な検査項目を掲載していますが、現在の補助事業の内容と照らし合わせ、明らかに不要と思われる項目については修正を行いました。	防災企画・地域支援課

4 災害対応力強化事業		
① 中勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の保管量について【指摘】		
三重県広域防災拠点のうち中勢拠点は、平常時の備蓄スペースに余裕があることから他拠点へも柔軟に対応できるよう資機材を多く保管している一方、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に購入した資機材が全く保管されていなかった。災害時には他拠点から運搬することを想定しているとのことだったが、各拠点に最低限保管すべきであり、見直しが必要である。	新型コロナウイルス感染症対策の資機材について中勢拠点にも備蓄し、市町から要請された場合に、より効率的に提供できるよう、各拠点で保管する体制に見直しました。	災害対策課
② エアテント購入にかかる納品書・請求書の日付の記載漏れについて【指摘】		
納品書・請求書に日付の記載がなかったため、納入業者に記載を求めるべきである。	事業者に対して、納品書・請求書への日付の記載を徹底するとともに、日付が記載された納品書・請求書の受領を徹底しました。	災害即応・連携課
③ エアテントの付属品の数量について【意見】		
仕様書においてペグやウェイトの数量が定められておらず、納入時に数量を確認した記録もなかったため、具体的に数量を確認しておくことが望まれる。	付属品も含めて、数量を定めていない場合であっても、納品時に数量確認を行い、その結果を記録することとしました。	災害即応・連携課
④ 北勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の使用期限について【意見】		
簡易トイレ袋セット・紙おむつ・不織布マスクなどメーカーが使用期限を設定していない物資について、点検や更新のルールを策定することが望まれる。	使用期限を設定していない備蓄物資（携帯トイレ）については、実際に使用して確認するなど、定期的に点検することとしました。 また、備蓄物資の更新にあたっては、品質保証期間が設定されているものを購入することとし、適切な管理が行えるように改善しました。	災害対策課

<b>⑤ 乳児・幼児用の備蓄物資の品目について【意見】</b>		
「三重県備蓄・調達基本方針」において重要品目とされている粉ミルクや液体ミルク、哺乳瓶、おむつ等の備蓄はあるが、それ以外の乳児・幼児用の備蓄物資の品目についての検討や、現在備蓄されていないサイズ（L・XL）のおむつの備蓄が望まれる。	重要品目の設定については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に記載されたプッシュ型支援の基本8品目を参考としていることから、引き続き、国の動向等を注視していきます。 また、乳児・小児用おむつについては、令和4年度、LとBIGサイズについても調達し、備蓄を行いました。	災害対策課
<b>⑥ 災害時の応援に係る協定の管理について【意見】</b>		
昭和の時代に締結した協定について、連絡責任者の部署・役職名が現存しないものがあつた。毎年連絡先・体制の確認は行っているとのことだが、内容を更新することが望まれる。	組織改正前の名称となっても協定の効力に影響を及ぼすものではないため、引き続き、定期的な連絡先や体制の確認に取り組み、協定の実効性を確保していきます。	災害対策課
<b>⑦ 東海財務局・津財務事務所との災害時支援に関する協定について【意見】</b>		
発災時に国有財産を無償貸付または使用することなどが定められているが、どの国有財産をどの用途で使用するかは具体的に決まっていないとのことであつたため、発災時に迅速に対応できるようにしておくことが望まれる。	災害時に活用可能な国有財産については、住所や面積、建物の有無、立地条件等を整理したリストの提供を受けており、当該リストに発災時に想定される用途を記載しました。	災害対策課

## (6) 審議会等の審議状況について

### 1 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	令和4年11月9日
3 委員	<p>会長 三重大学医学部附属病院 病院長 池田 智明</p> <p>副会長 三重県医師会 副会長 田中 孝幸</p> <p>四日市市消防本部 消防長 人見 実男</p> <p>委員 三重県精神科病院会 会長 齋藤 純一</p> <p>外 19 名</p>
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県救急搬送・医療連携協議会設置要綱の改正について</li> <li>・三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会委員の指名について</li> <li>・傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の「第2号基準医療機関リスト（消防法第35条の5第2項第2号）」の変更について</li> </ul>
5 調査審議結果	上記3件の諮問について了承
6 備考	